

# 第28回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 日 時

2024年12月24日(火曜日)午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

## ■ 場 所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

三井物産ビル3階  
大手町三井カンファレンス Room3  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 目 次

第28回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	
事業報告	11
計算書類	30
監査報告書	33
個別注記表	37



株式会社 ストライク

証券コード：6196

## 株主各位

証券コード6196  
2024年12月4日  
(電子提供措置の開始日2024年12月2日)

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
**株式会社ストライク**  
代表取締役社長 荒井邦彦

### 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第28回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.strike.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスし、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、郵送（書面）またはインターネットにより議決権行使することができますので、  
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年12月23日  
(月曜日) 午後5時45分までに議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日時 2024年12月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

**三井物産ビル3階**

**大手町三井カンファレンス Room 3**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第28期（自2023年10月1日 至2024年9月30日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1)書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月23日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使の場合は、後記（3頁）の「インターネットによる議決権行使」をご確認の上、2024年12月23日（月曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。
- (3)インターネットによる方法で議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4)書面とインターネットによる方法とを重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

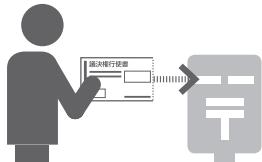
- ~~~~~
- ◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。  
・計算書類の「個別注記表」
  - ◎本総会当日の報告事項は、後日当社ウェブサイトで動画をご視聴いただけますのでご活用ください。  
<https://www.strike.co.jp/ir/library/meeting.html>

## 議決権行使のご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 事前に議決権行使される場合

#### ◆郵送による議決権行使◆

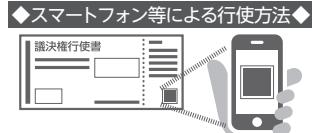


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2024年12月23日（月曜日）  
午後5時45分到着分まで

#### インターネットによる議決権行使 (詳細につきましては次頁をご覧ください。)



同封の議決権行使書用紙の右下「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード®」をスマートフォン等で読み取ります。「議決権行使へ」ボタンをタップし、「スマート行使®」画面からご行使ください。  
※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### ◆パソコン等による行使方法◆

#### 株主総会ポータル

<https://www.soukai-portal.net>

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

上記のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードを入力してアクセスします。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2024年12月23日（月曜日）  
午後5時45分行使分まで

### 当日ご出席される場合

#### ◆株主総会へ出席◆



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2024年12月24日（火曜日）午前10時  
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家の  
みなさまへ | 上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただることができます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。  
**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2024年12月23日(月)午後5時45分まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。



- ② 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2024年12月15日(日)午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

\*いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

## ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当期純利益の概ね35%を目標としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に従い、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 91円

総額 1,747,453,981円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月25日

#### (ご参考) 1株当たり配当金の推移

期	第25期 (2021年9月期)	第26期 (2022年9月期)	第27期 (2023年9月期)	第28期 当期 (2024年9月期)
金額	32円	40円	51円	91円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者は、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経て、当社取締役会で決定しております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当期開催の取締役会出席率	取締役在任年数
1	再任	荒井 邦彦	代表取締役社長	100% (13／13回)	27年
2	再任	鈴木 伸雄	取締役副社長	100% (13／13回)	15年
3	再任	金田 和也	常務取締役兼執行役員 コンサルティング本部担当	100% (13／13回)	7年
4	再任	中村 康一	取締役兼執行役員 管理部担当	100% (13／13回)	10年
5	再任 社外取締役候補者 独立役員	古本 裕二	社外取締役	100% (10／10回)	1年

候補者番号	氏年月名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">           あらい くにひこ  <b>荒井 邦彦</b>            (1970年11月19日生)            再任         </p>	1993年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年7月 当社設立。代表取締役社長に就任(現任) 1999年6月 (株)テイン監査役 2005年6月 (株)アミューズ監査役 2005年10月 (株)セルバンク取締役 2021年10月 一般社団法人M&A仲介協会理事 2022年3月 一般社団法人M&A仲介協会代表理事(現任)	3,076,400 株
取締役会出席状況			100% (13回／13回)
取締役在任年数			27年
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社の創業者であります。1997年の設立から卓越した先見の明で当社の発展を牽引する等、経営に関する豊富な経験・知識・知見を有しております。当社の事業推進と持続的な企業価値向上のために強いリーダーシップを發揮しており、適任であると考えております。			
2	<p style="text-align: center;">           すずき のぶお  <b>鈴木 伸雄</b>            (1948年11月28日生)            再任         </p>	1972年4月 (株)協和銀行(現 (株)りそな銀行)入行 1989年8月 協和フィナンシャルフューチャーズ(シンガポール)取締役社長 1992年12月 (株)あさひ銀行(現 (株)りそな銀行)長岡支店長 1995年5月 同行シカゴ支店長 2002年6月 あさひ銀事業投資(株)(現 りそなキャピタル(株))取締役 2003年11月 当社入社 2008年4月 (株)Sホールディングス取締役 2009年6月 当社取締役副社長 2009年8月 (株)セルバンク取締役(現任) 2015年11月 当社取締役副社長兼執行役員企業情報部統括部長 2017年11月 当社取締役副社長(現任)	540,000 株
取締役会出席状況			100% (13回／13回)
取締役在任年数			15年
<b>取締役候補者とした理由</b> 長年に渡る金融機関での経営経験と海外駐在を長期にわたって経験されるなど、豊かな経験を有しております。当社入社以来、金融機関との業務提携、国際感覚を通じた経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適任であると考えております。			

候補者番号	氏年月名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">かねだ かずや <b>金田 和也</b> (1981年8月13日生) 再任</p>	2006年12月 あづさ監査法人(現 有限責任 あづさ監査法人)入所 2009年7月 当社入社 2013年12月 当社執行役員第二企業情報部長 2017年11月 当社取締役兼執行役員企業情報部担当 2021年10月 当社常務取締役兼執行役員コンサルティング本部担当 (現任)	271,000 株
		取締役会出席状況 100% (13回／13回)	
		取締役在任年数 7年	
		取締役候補者とした理由 入社以来、M&Aコンサルタントとして従事し、M&Aに関する様々な知見や経験を活かした営業戦略の立案・推進により事業の拡大に寄与してまいりました。現在は、営業統括として卓越したリーダーシップを発揮し、環境の変化に対応した機動的なマネジメントと経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適任であると考えております。	
4	<p style="text-align: center;">なかむら こういち <b>中村 康一</b> (1974年6月24日生) 再任</p>	1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2005年1月 公認会計士中村康一事務所開設 2005年8月 中村康一税理士事務所開設 2014年2月 当社取締役管理部長 2014年11月 当社取締役兼執行役員管理部長 2017年11月 当社取締役兼執行役員管理部担当(現任)	202,100 株
		取締役会出席状況 100% (13回／13回)	
		取締役在任年数 10年	
		取締役候補者とした理由 公認会計士及び税理士であり、会計・財務の知見と豊富な経験を有しており、情報開示実務や業務管理体制作りで当社の経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適任であると考えております。	

候補者番号	氏年月名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">ふるもと ゆうじ <b>古本 裕二</b> (1956年4月8日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員</p>	<p>1980年4月 (株)協和銀行（現 (株)りそな銀行）入行      2003年6月 (株)りそな銀行九段支店長      2004年7月 ユニバーサルソリューションシステムズ(株)入社      2005年2月 同社取締役      2006年6月 同社常務取締役      2007年11月 矢作建設工業(株)入社      2008年4月 同社常務執行役員      2008年6月 同社取締役常務執行役員      2009年6月 同社取締役専務執行役員      2017年6月 同社代表取締役副社長      2021年6月 同社顧問      2023年12月 当社取締役(現任)</p>	— 株
取締役会出席状況		100% (10回／10回)	
社外取締役在任年数		1年	
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 長年の経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくうえで、適任であると考えております。同氏には上記の経験・識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 古本裕二氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、古本裕二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出ておりますが、再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。  
 3. 古本裕二氏とは当社の定款の定めに基づき、責任限定契約を締結しており、その契約の概要是、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。本総会において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。本議案に基づき各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を取締役の任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役の選任に当たっては、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識並びにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しております。

### 【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

	企業経営	事業戦略	国際経験	ESG (環境/社会/ ガバナンス)	財務・会計	法務・ リスクマネジ メント
荒井 邦彦	●	●			●	
鈴木 伸雄	●	●	●			
金田 和也	●	●			●	
中村 康一				●	●	●
古本 裕二	●	●				●

※各候補者の有する知見や経験を3つまで記載しており、各候補者の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以上

# 事業報告

〔自 2023年10月1日  
至 2024年9月30日〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、経済活動の正常化に向けた動きが進み、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の拡大、雇用・所得環境の改善などにより、景気の緩やかな回復傾向が見られました。一方で、ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰や中東情勢の緊迫化、インフレ抑制に向けた金融引締めによる各国の経済成長率の減速懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、経営者の高齢化が引き続き進む中で、後継者不在の中小企業が社外の第三者へM&Aによって事業承継を行う割合が増加しており、中長期的に拡大傾向にあります。「2024年版中小企業白書」によると、2023年に休廃業・解散した約5万社のうち、およそ半数の企業は直前期の決算が黒字であり、貴重な経営資源を散逸されることなく、次世代の意欲ある経営者への事業承継を促進し、日本経済の持続的な成長につなげる取組が重要となっています。また、近年では事業承継目的だけではなく、企業の新事業創造や変革を目的としたイノベーション型のM&A等、事業の多角化や成長戦略を実現するための手段としてのM&Aが、中小企業においても広まりつつあります。加えて、経済産業省が2023年7月に取りまとめた「スタートアップ育成に向けた政府の取り組み」では、スタートアップ育成のための3つの柱の1つに、オープンイノベーションの推進が挙げられ、大企業とスタートアップとのM&Aの増加等でオープンイノベーションを推進することが掲げられています。

2024年8月には「中小M&Aガイドライン」が第3版に改訂され、仲介者が提供する業務の内容や質と手数料に関する事項や、M&A支援機関による支援の質を確保・向上させるための取組が追記されるなど、質の高い仲介者が選ばれる環境を促すための取組が進んでいます。

このような環境下、営業面におきましては、顧客への提案力向上のための研修開催や、社内で提案力コンテストを開催し、M&Aコンサルタントの育成を通じてサービス品質の向上に努めてまいりました。また、業種別にWEB広告や提案型営業を展開し、幅広くM&Aニーズの発掘に取り組みました。さらに、スタートアップ企業と事業会社の提携促進を目的とした会員制サービス「S venture Lab.」では毎月交流イベントを開催し、スタートアップ企業のM&A市場の開拓等にも注力しました。2024年6月には、京都発の更なるイノベーションの創出支援を目的として独立系ベンチャーキャピタルであるEast Venturesと共に、京都イノベーションオフィスを開設いたしました。

提携先との連携におきましては、南九州税理士協同組合、和歌山県税理士協同組合、兵庫

県の神戸、西宮、尼崎、伊丹の各税理士協同組合との業務提携を開始したことで、税理士協同組合等との提携は全国22団体、6万5千人以上の会員とのネットワークに拡大いたしました。また、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM&A人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。

人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当事業年度においてM&Aコンサルタントを77名増員しました。

この結果、当事業年度における成約組数（※1）は252組（前事業年度207組）、成約件数（※2）は490件（前事業年度408件）となりました。大型案件（1組あたりの売上が1億円以上の案件）の成約は、48組（前事業年度34組）となりました。新規受託（※3）は923件（前事業年度712件）となりました。

（※1）成約組数：当社が仲介業務またはアドバイザリー業務として携わったM&A取引数（ディールベース）。

（※2）成約件数：当社が仲介業務またはアドバイザリー業務としてM&A成約に至った契約件数（社数）。

仲介業務の場合は1取引で売手1件、買手1件の計2件とカウントし  
アドバイザリー業務の場合は1取引で1件とカウント。

（※3）新規受託：売手と仲介業務契約を新規に締結すること（アドバイザリー業務の場合、契約を締結し、実質的に業務が開始されたこと）。

当社の経営成績は、成約組数は前事業年度を上回り、大型案件も前期比で14組増加したことで、売上高は18,138百万円（前期比31.2%増）となりました。売上原価は、売上増加に伴うインセンティブ給与の増加やM&Aコンサルタントの増員に伴う人件費の増加等により、6,527百万円（前期比42.6%増）、販売費及び一般管理費は、人員の増員に伴う人件費の増加や採用活動に係る手数料の増加、本社増床による地代家賃の増加等により、4,838百万円（前期比19.6%増）となった結果、営業利益は6,772百万円（前期比30.2%増）となりました。これらの結果を受け経常利益は、6,772百万円（前期比30.0%増）となり、特別利益として投資有価証券売却益を62百万円、特別損失として投資有価証券評価損を104百万円計上した結果、当期純利益は4,955百万円（前期比28.1%増）となりました。

当社の成約組数、成約件数、新規受託及び売上高の当事業年度の実績と当初計画は次のとおりとなります。

	2024年9月期 (実績)	2024年9月期 (目標)	2024年9月期 (達成率%)
成約組数（組）	252	270	93.3
成約件数（件）	490	534	91.8
受託案件（件）	923	814	113.4
売上高（百万円）	18,138	18,218	99.6

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は239百万円であり、その主な内訳は、大阪オフィス及び仙台オフィスの移転に伴う有形固定資産の取得等であります。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社が事業を推進するにあたり、特に対処すべき課題は次のとおりであります。

### ①サービス品質の向上

中堅・中小企業の譲渡希望企業にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力につなげる生涯における一大事であります。譲渡希望企業は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望企業にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡希望企業と買収希望企業がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。また、中小M&Aガイドライン及び業界団体による自規制ルール等により、仲介会社は質の高いサービスを提供することが求められております。

このため、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件の検討に関する会議を定期的に開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

一方、M&A仲介会社の社数は、昨今急増しており、競争環境も激化している状況にあります。多くのM&A仲介会社の中から当社を選んでもらうためには、信用力に加え、知名度の向上も課題になると認識しております。このため、知名度向上のための施策も積極的に取り組んでまいります。

## ②多様なM&Aニーズへの対応、事業領域の拡大

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況ですが、事業承継だけに限定することなく、選択と集中、スタートアップ企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体の発展に貢献してまいります。現在は特に、スタートアップ企業と大企業のイノベーション型M&Aと医療介護業界のM&A等に注力しております。

また、M&A仲介事業を強化するために、M&A仲介事業の周辺事業や新規事業への進出による事業領域の拡大を目指してまいります。そのために、当社によるM&Aについても積極的に検討してまいります。

## ③人材の確保・育成・働きやすい環境づくり

当社では、M&A仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を中途採用で獲得してまいります。また、今後の成長が期待できる人材を新卒採用で積極的に獲得してまいります。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策に取り組んでまいります。また、チーム制を導入しており、チームとして多様な案件に対応することを通じて、個人の経験を高める施策を推進しております。当事業年度に入社したM&Aコンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して隨時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

## ④顧客満足度に配慮した案件進捗管理

業績目標を達成する上では、個々案件の成約に向けた進捗管理が重要な課題になると認識しておりますが、案件の成約時期については、譲渡希望先と買収候補先のそれぞれの意向や意思決定手続等により左右され、当社で完全にコントロールできない面もあります。また最近では、譲渡希望先と買収候補先のいずれかが大企業となるケースも増えており、以前に比

べると成約までの期間が長期化する傾向にあります。さらに、中小M&Aガイドラインでは仲介者に対して、譲渡希望先と買収候補先の当事者間でM&A成立後のトラブルが発生するリスクを低減するための対応が求められているため、成約までの期間が長期化する可能性があります。

当社では、コンサルタントが譲渡希望先と買収候補先の希望を踏まえ、当事者の意思決定プロセスも考慮し、スケジュール化するよう努めております。また全案件の進捗管理のため、毎週、案件の進捗状況を把握し、必要に応じた対策を図るようにしております。さらに、会計・法律などの専門家で構成されたコーポレートアドバイザリー部を設置し、コンサルタントをサポートするとともに、専門知識が必要となる高度ないし複雑な案件も成約できる支援体制を整備しております。

これらの施策により、顧客満足度に配慮しながら、適切な時期に成約できるよう努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第25期	第26期	第27期	第28期 (当事業年度) 2024年9月期
		2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期	
売上高	(千円)	9,034,500	10,727,244	13,826,298	18,138,469
経常利益	(千円)	3,475,638	4,226,531	5,211,406	6,772,282
当期純利益	(千円)	2,395,713	2,962,404	3,866,844	4,955,003
1株当たり当期純利益 (円)		125.33	155.23	201.46	258.04
総資産	(千円)	10,958,966	12,809,404	18,285,355	22,690,380
純資産	(千円)	9,077,036	11,248,550	14,503,089	18,470,101
1株当たり純資産額 (円)		474.41	587.62	755.26	961.84

(注) 第25期につきましては、決算期の変更に伴い、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月間となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事 業	事業内容
M&A仲介事業	顧客間のM&Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM&A取引を創出しております。 またこれに付随して、顧客間でのM&A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューディリジェンス等の業務となります。

(8) 主要なオフィス (2024年9月30日現在)

事業所	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産ビル15階
札幌オフィス	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番1号 大同生命札幌ビル3階
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン14階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋15階
京都イノベーションオフィス	京都府京都市中京区烏丸通四条上ル筈町688 第15長谷ビル5階
大阪オフィス	大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪18階
高松オフィス	香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階
広島オフィス	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番22号 広島興銀ビル4階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番1号 JRJP博多ビル9階

(9) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	90名増	33.8歳	2.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,354,200株  
(自己株式 151,409株含む)
- (3) 株主数 5,053名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&Company	5,400,000株	28.12%
荒井 邦彦	3,076,400株	16.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,564,500株	8.15%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	668,000株	3.48%
鈴木 伸雄	540,000株	2.81%
大同生命保険株式会社	498,000株	2.59%
MSIP CLIENT SECURITIES	448,367株	2.33%
金田 和也	271,000株	1.41%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	239,073株	1.24%
石塚 辰八	214,900株	1.12%

(注)持株比率は、自己株式 151,409株を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等の概要  
該当事項はありません。

- (3) その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の氏名等 (2024年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 井 邦 彦		一般社団法人M&A仲介協会 代 表理事
取締役副社長	鈴 木 伸 雄		(株)セルバンク 取締役
常務取締役	金 田 和 也	執行役員 コンサルティング 本部担当	
取 締 役	中 村 康 一	執行役員 管理部担当	
取 締 役	古 本 裕 二		
取 締 役 常勤監査等委員	荒 木 二 郎		
取 締 役 監 査 等 委 員	小 駒 望 (戸籍名:今岡 望)		小駒望公認会計士事務所 代表 虎ノ門有限責任監査法人 社員 ユナイテッド(株) 社外監査役 (株)FIS 社外監査役 松井証券(株) 取締役(監査等委員)
取 締 役 監 査 等 委 員	酒 卷 弘		一般財団法人日本経済研究所 専 務理事(代表理事) 国際局長兼イ ノベーション創造センター長 (株)テーオーシー 監査役 沖縄振興開発金融公庫 監事
取 締 役 監 査 等 委 員	加 藤 知 子 (戸籍名:志村知子)		隼町法律事務所 (株)税研情報センター 取締役

- (注) 1 古本裕二氏、荒木二郎氏、小駒望氏、酒巻弘氏及び加藤知子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 当社は、東京証券取引所に対し、古本裕二氏、荒木二郎氏、小駒望氏、酒巻弘氏及び加藤知子氏を独立役員として届け出ています。
- 3 当社は、社内における情報の的確な把握、機動的な監査等への対応のため、常勤の監査等委員を選定しております。

- 4 常勤監査等委員荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 2023年12月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役田代正明氏及び監査役寿藤聰氏並びに監査役黒松百亜氏は任期満了により退任いたしました。
- 6 2023年12月26日開催の定時株主総会において、古本裕二氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- 7 2023年12月26日開催の定時株主総会において、酒巻弘氏及び加藤知子氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役古本裕二氏及び監査等委員である取締役荒木二郎氏、小駒望氏、酒巻弘氏、加藤知子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与または犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本事項において同じ。）および監査役、監査等委員である取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等  
(取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、役位、職務内容、職務量等を考慮して決定した答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。業績連動報酬の支給額決定に際しては、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、決定方針については、2021年2月19日開催の取締役会にて決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査等委員である取締役)

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査等委員である取締役の基本報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

② 取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2023年12月26日開催の定時株主総会において、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2023年12月26日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役4名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役および監査役、監査等委員である取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	331,500	211,500	120,000	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役 (監査等委員を除く。)	6,750	6,750	—	—	3
社外取締役 (監査等委員)	19,350	19,350	—	—	4
社外監査役	4,500	4,500	—	—	3

(注) 当社は2023年12月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、同株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名および社外監査役2名を含んでおります。また、同株主総会の終結の時をもって社外取締役1名および社外監査役1名が、監査等委員である社外取締役に就任したため、報酬等と人数につきましては、それぞれの在任期間分を含めて記載しております。

⑤ 業績運動報酬に関する事項

取締役の業績運動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績運動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。業績運動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額 = (営業利益 (業績連動報酬控除前) × 業績達成係数※) + 営業利益 (業績連動報酬控除前) の前事業年度からの増加額 × 5 %

※業績達成係数

- ①営業利益が期初計画を上回る場合 : 1.5%
- ②営業利益が期初計画の90%を下回る場合 : 0 %
- ③営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合 :  
$$1.5\% \times (\text{達成率} - 90\%) / (100\% - 90\%)$$

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の営業利益 (業績連動報酬控除前) の目標額は7,343百万円、実績額は6,894百万円で期初計画の達成率は、93.9%となりました。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	小 駒 望 (戸籍名: 今岡 望)	小駒望公認会計士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
		虎ノ門有限責任監査法人 社員	開示すべき取引関係はありません。
		ユナイテッド(株) 社外監査役	開示すべき取引関係はありません。
		(株)FIS 社外監査役	開示すべき取引関係はありません。
		松井証券(株) 取締役 (監査等委員)	開示すべき取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	酒 卷 弘	一般財団法人日本経済研究所 専務理事 (代表理事) 国際局長兼イノベーション創造センター長	開示すべき取引関係はありません。
		(株)テーオーシー 監査役	開示すべき取引関係はありません。
		沖縄振興開発金融公庫 監事	開示すべき取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	加 藤 知 子 (戸籍名: 志村知子)	隼町法律事務所	開示すべき取引関係はありません。
		(株)税研情報センター 取締役	開示すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
取締役 古 本 裕 二	社外取締役就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役 (常勤監査等委員) 荒 木 二 郎	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、委員就任後に開催された委員会3回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
取締役 (監査等委員) 小 駒 望	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、併せて業務執行に対する監督を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
取締役 (監査等委員) 酒 卷 弘	社外取締役就任後に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、委員就任後に開催された委員会3回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
取締役 (監査等委員) 加 藤 知 子	社外取締役就任後に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,050千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,050千円

(注) 1 上記以外に当事業年度において計上した、前事業年度に係る追加報酬が742千円あります。

- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 監査等委員会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- ・社長直轄の内部監査部門による監査を実施し、コンプライアンスの状況を社長に報告するとともに、その体制の見直しを隨時行う。
- ・反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書の保存・管理に関連する規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程、情報システムにかかる管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に関する規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、子会社から子会社の職務執行及び事業状況を定期的に報告させる。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査等委員会と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
  - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査等委員会に移譲されるものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、隨時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査等委員会は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
  - ・内部通報制度の窓口を社外の第三者とし、通報者が特定されないよう配慮する。また、監査等委員会に対して内部通報のあった全ての情報を報告するとともに、監査等委員会は、報告をした可能性のある者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑧監査等委員の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
  - ・監査等委員会は、毎年、監査等委員の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役は、監査等委員会の監査環境の整備、向上に協力する。
  - ・監査等委員会は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ①取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役5名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ②監査等委員会は10回開催され、全員が社外監査等委員により構成されております。監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

---

(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

## 貸 借 対 照 表

2024年9月30日現在

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>19,227,939</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,923,949</b>
現金及び預金	18,358,964	買掛金	254,826
売掛金	643,867	未払金	1,935,376
前払費用	225,732	未払法人税等	1,143,689
その他	20,134	契約負債	11,112
貸倒引当金	△20,759	預り金	38,063
<b>固定資産</b>	<b>3,462,440</b>	その他	540,882
<b>有形固定資産</b>	<b>1,146,207</b>	<b>固定負債</b>	<b>296,328</b>
建物	797,490	その他	296,328
工具、器具及び備品	347,726	<b>負債合計</b>	<b>4,220,278</b>
土地	990	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>8,770</b>	<b>株主資本</b>	<b>18,476,379</b>
ソフトウエア	8,770	<b>資本金</b>	<b>823,741</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,307,462</b>	<b>資本剩余金</b>	<b>801,491</b>
投資有価証券	808,702	<b>資本準備金</b>	<b>801,491</b>
関係会社株式	126,351	<b>利益剩余金</b>	<b>17,285,684</b>
出資金	10,000	その他利益剩余金	17,285,684
繰延税金資産	347,602	オーブンイノベーション促進積立金	17,587
その他	1,040,106	繰越利益剩余金	17,268,096
貸倒引当金	△25,300	<b>自己株式</b>	<b>△434,538</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,690,380</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△6,278</b>
		その他有価証券評価差額金	△6,278
		<b>純資産合計</b>	<b>18,470,101</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>22,690,380</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売上高		18,138,469
売上原価		6,527,939
売上総利益		11,610,530
販売費及び一般管理費		4,838,069
営業利益		6,772,460
営業外収益		
受取利息	1,623	
受取配当金	3,530	
受取損害賠償金	2,518	
その他	1,050	8,723
営業外費用		
投資事業組合運用損	6,852	
損害賠償金	2,000	
その他	50	8,902
経常利益		6,772,282
特別利益		
投資有価証券売却益	62,907	62,907
特別損失		
投資有価証券評価損	104,606	104,606
税引前当期純利益		6,730,583
法人税、住民税及び事業税	1,818,872	
法人税等調整額	△43,292	1,775,580
当期純利益		4,955,003

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					利益 剰余金 合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計		
			オープ ン	イノベーション 促進積立金			
当期首残高	823,741	801,491	801,491	17,587	13,292,438	13,310,026	
当期変動額							
剰余金の配当					△979,345	△979,345	
当期純利益					4,955,003	4,955,003	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	3,975,657	3,975,657	
当期末残高	823,741	801,491	801,491	17,587	17,268,096	17,285,684	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△434,210	14,501,049	2,039	2,039	14,503,089
当期変動額					
剰余金の配当		△979,345			△979,345
当期純利益		4,955,003			4,955,003
自己株式の取得	△328	△328			△328
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△8,317	△8,317	△8,317
当期変動額合計	△328	3,975,329	△8,317	△8,317	3,967,012
当期末残高	△434,538	18,476,379	△6,278	△6,278	18,470,101

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社ストライク  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務 執 行 社 員

公認会計士 根 本 剛 光

指定有限責任社員  
業務 執 行 社 員

公認会計士 和 久 友 子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの2023年10月1日から2024年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」といふ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

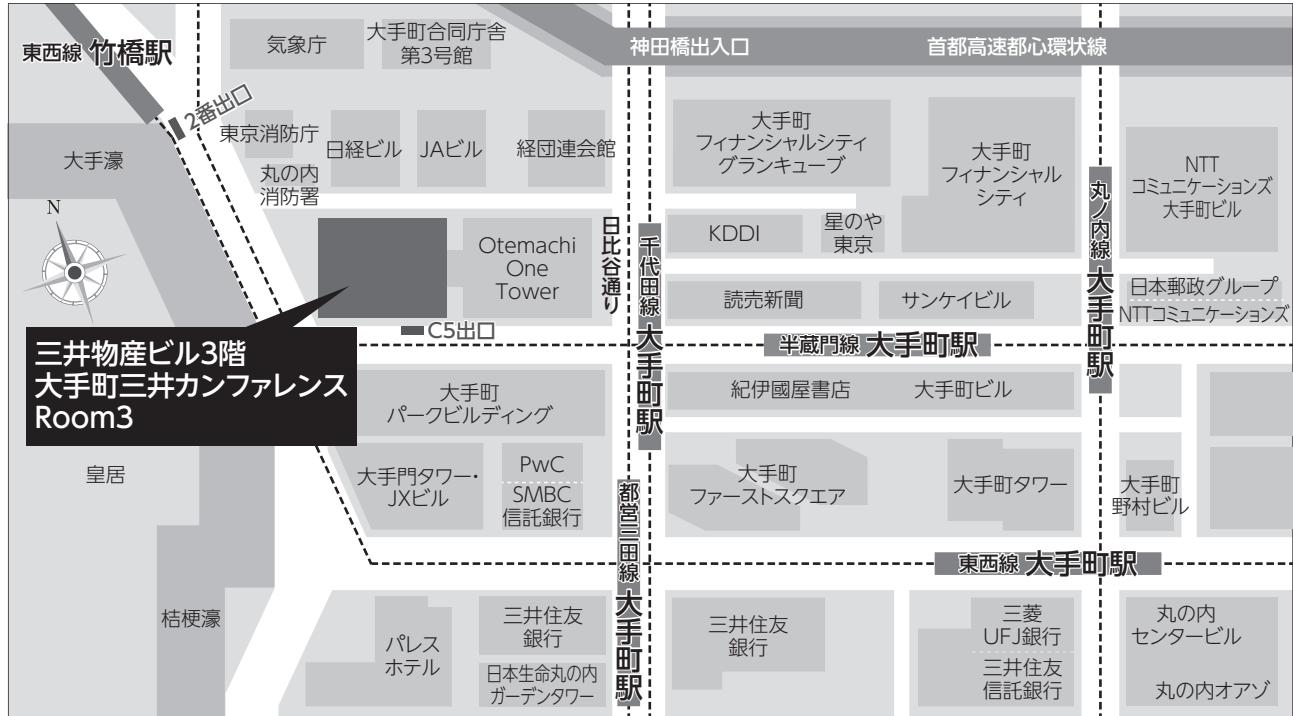
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月18日

株式会社ストライク 監査等委員会  
常勤監査等委員（社外取締役）荒木二郎印  
監査等委員（社外取締役）小駒望印  
監査等委員（社外取締役）酒巻弘子印  
監査等委員（社外取締役）加藤知印

以上

# 株主総会会場ご案内図



## 三井物産ビル3階 大手町三井カンファレンス Room3

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

### 交通機関のご案内

**大手町駅**

東京メトロ  
 ● 千代田線  
 ● 丸ノ内線

● 半蔵門線  
 ● 東西線

都営地下鉄  
 ● 三田線

C5出口直結

**竹橋駅**

東京メトロ  
 ● 東西線

2番出口より徒歩約5分

(お願い) ●会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

電子提供措置の開始日2024年12月2日

第28回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

個別注記表

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

株式会社ストライク

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資

（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるM&A仲介事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・基本合意報酬

譲渡企業と買収企業の間で基本合意（独占交渉権の付与等含む）がなされた時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

- ・成約報酬

譲渡企業と買収企業の間で株式譲渡等の最終契約が締結された時点で履行義務を充足しておりますが、締結された株式譲渡等の最終契約に基づく、譲渡対象物（株式等）の引渡し等が実行された時点で顧客から対価を回収する可能性が高くなつたと判断し、当該時点での収益を認識しております。なお、引渡しが複数回に分かれる場合は、初回取引実行時に収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### （貸借対照表）

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」（当事業年度973,762千円）については、金額的重要性が乏しくなつたため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 346,075千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,354,200株

##### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	151,339	70	—	151,409

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる取得70株であります。

##### (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	979,345	51.0	2023年9月30日	2023年12月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年12月24日開催の定時株主総会の議案として、次の通り提案しております。

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,747,453	91.0	2024年9月30日	2024年12月25日

##### (4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	71,512千円
未払賞与	59,203千円
未払社会保険料	11,404千円
未払家賃	98,051千円
一括償却資産	20,062千円
投資有価証券評価損	62,133千円
その他有価証券評価差額金	2,770千円
敷金	11,684千円
その他	18,541千円
繰延税金資産合計	355,364千円

### 繰延税金負債

オープニングノベーション促進積立金	7,762千円
繰延税金負債合計	7,762千円
繰延税金資産の純額	347,602千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に定期預金、投資有価証券で運用し、また、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として国内の上場及び非上場企業の株式、投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、オフィスの賃借に伴う敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ) 信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とともに、毎月取引先ごとに回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

##### ロ) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(投資先企業等)の財政状態や運用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すとともに、必要に応じて当該業績の状況等を価額に反映させております。

##### ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰を確認し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	63,854	63,854	—

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2024年9月30日)
非上場株式	115,629
投資事業有限責任組合への出資	629,218
関係会社株式	126,351
出資金	10,000

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	18,358,964	—	—	—
売掛金	643,867	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	63,854	—	—	63,854
資産計	63,854	—	—	63,854

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 7. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき取引はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
基本合意報酬	679,825
成約報酬	17,417,151
その他	41,493
合計	18,138,469

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

取引の対価は通常、履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないことから、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	961円84銭
1株当たり当期純利益	258円04銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。